諮問番号：令和６年度諮問第３１号

答申番号：令和７年度答申第　３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和４年２月２８日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

法第６１条に基づき審査請求人は令和３年３月１２日に○○厚生年金の支給について届けている。審査請求人はケースワーカーに同月３１日に○○年金について相談したが、次月から２万円程度を差し引くと一方的に説明された。審査請求人は月５,０００円程度の減額であれば生活が可能であると主張したが、個別対応は行わないと拒否された。

　　審査請求人は同年４月３日に○○○福祉局保護課担当者に、一方的に年金収入を差し引くことはおかしいと申立て、また、「市民の声」において、平成３０年社援保０９２８〔「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について（社援保発０９２８第２号平成３０年９月２８日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成３０年課長通知」という。）〕において月５,０００円程度の徴収が限度であると訴えたが無視された。

収入認定は令和３年４月１３日通知書にて４月から開始とされている。法律相談を行ったところ令和３年６月の生活が困難であるとの指摘があり、再度変更を要望したが拒否された。

処分庁は令和３年５月分及び同年６月分の保護費から一方的に同年４月過支給分を差引き、住宅費の代理納付まで解除し６月１５日までの半月間を５,８２６円で生活することを余儀なくさせた。また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）について説明を求めたが拒否された。処分庁は報復的及び措置を行っており、令和３年３月分は処理遅れによる事務的なミスであり審査請求人への返還・徴収は無効であり、必要経費として認めながら１９,７００円を支給しないことは違法・無効である。

なお、補足としてケースワーカーの判断では以下の通りとなり最低限度の生活が保障されていない。

１．生活扶助費

月額７７,２４０円（冬季加算は省略）

保護費（１日入金、実際には前月末）１９,４２２円程度（調整額ありのた

め）

年金額（１５日入金）５７,８１８円程度（調整額ありのため）

　２．日割り計算した場合（３０日で計算）

　　月額　７７,２４０円÷３０日＝２,５７４円／日　１日当たりの最低限度生活費

　　保護費１９,４２２円÷１４日＝１,３８７円／日　（当月１日～１４日）

　　年金額５７,８１８円÷１６日＝３,６１３円／日　（当月１５日～３０日）

　３．結果

　　１日～１４日は最低限度の生活を下回ることとなる。また、１５日以降に毎月徴収することも可能だが使用済みや持参忘れが起こることも考えられる。

　　今回の問題が起こったのは、担当者が私の申し入れを正当な理由がなく断ったことに起因している。さらに、職権乱用にて生活困難な状態にしていることが原因である。当方としては到底受け入れられない主張であり、生存権の侵害まで行い、死の直前まで追い込み精神的苦痛と金銭的苦痛の両方を行って○○○○○を悪化させたものである。

　　まず、令和３年３月３１日に５,０００円の分割払いを申し入れている。法第６３条の返金なら法第７７条の２に沿って対応すべきである。平成３０年課長通知、単身者５,０００円程度、５％位分納可）。

　　令和３年４月１２日は体調が悪く何を言っているか理解できていない上に一方的に言われていたので、しんどいから好きにしてと言ったような記憶がある。説明を理解していない上に何条での対応なのか確認したが、自分で調べろと言われていたと思う。説明したというなら録音データなど具体的な証拠を出していただきたい。担当が変わり、さらにすぐ変わっていたことを初めて知る（決定通知書など見る気力がないので未開封で放置していた）。この訪問は一度も家庭訪問せず金額を減らし死ぬ手前まで追い込んだ状態を知ってもらうためである。

　　処分の正当性についてもっともらしいことを書いているが、一連の流れで６月１日～６月１５日までを５,０００円ちょっとで生活をさせている。さらに市営住宅の費用まで代理納付を解除し、生活困難な状態を一層深めている。憲法２５条違反である。今回の処分は３月分だと言われるだろうが、その時に処理しなかったミスであり納得できるものではない。今更３月分について言うのであれば、当初から５,０００円引いていけば済む話である。さらに、諸経費についての問題は事後処理して相殺すればよい。問題が拡大したのは担当者が聞く耳を持たなかったためで、これは職権乱用による報復行為と○○○○いじめである。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第６３条の解釈と運用について

法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

　　これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

　　したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決（平２４（行ウ）２２号。賃金と社会保障 １６１５・１６１６号１１２頁）及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（平２７（行ウ）６２５号。賃金と社会保障１６８０号３３頁）。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和３年３月１５日に○○厚生年金５７,８１８円を受給したことから、令和３年３月に支給した保護費のうち５７,８１８円は、資力がありながら保護を受けたことに該当するとして、必要経費として１９,７００円を控除した３８,１１８円について、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、要返還額の決定についてみる。

　　審査請求人は、処分庁が審査請求人に報復的な対応、措置を行っており、処分庁の処理遅れによる事務的なミスであること及び処分庁が必要経費として認定した１９,７００円が支給されていないことから本件処分は無効であること等を主張する。

次官通知第８の３（２）ア（ア）のとおり、年金については、その実際の受給額を認定することとされている。また、次官通知第８の３（２）ア（イ）のとおり、収入を得るための経費として、交通費等を要する場合は、その実際の必要額を認定することとされている。

以下検討すると、①処分庁は、特定個人情報照会の結果、審査請求人が、令和３年３月１５日に○○厚生年金５７,８１８円を受給したことを確認したこと、②処分庁は、令和３年４月１２日に、審査請求人より年金の申請に経費を要したとの申し出があったことから、○○厚生年金５７,８１８円に関する収入認定を一時保留したこと、③処分庁は、令和３年１０月２７日に、年金の裁定請求に係る経費が書かれたメモを審査請求人から受理したこと、④処分庁は、令和３年１２月１４日に、③のメモの内容を証明するための資料を受理するとともに、これ以外の支出はないことを確認したこと、⑤処分庁は、令和４年２月１７日にケース診断会議を開催し、審査請求人より申し出のあった年金の申請に係る必要経費について、組織的に検討を行い、交通費１８,７００円及びコピー代１,０００円の合計１９,７００円を必要経費として認定したこと、⑥処分庁は、受領額５７,８１８円から必要経費１９,７００円を控除した３８,１１８円を収入認定額とし、収入認定額と令和３年３月から令和４年２月の間に審査請求人に支弁した保護費４３９,５４４円を比較し、要返還額を３８,１１８円と決定したことが認められる。

　これらのことからすると、処分庁が算定した要返還額は、審査請求人の申し出に基づき組織的に検討を行い、算定されたものであることから、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（４）次に、返還請求額の決定についてみる。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和３年４月１２日に、審査請求人が３月認定分の年金は消費済みであることを確認したこと、②処分庁は、令和３年１２月１４日に、審査請求人が処分庁へ必要経費として提示した項目以外の支出はなく、自立更生費用として使用されたものはないことを確認したこと、③処分庁は、令和４年２月１６日に、審査請求人が処分庁に提示した項目以外に支出したものはないことを確認したこと、④処分庁は、ケース診断会議を開催したうえで、令和４年２月２８日に自立更生経費の控除はせず、本件処分を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生控除に該当する費用がないことを一定確認し、組織的な検討を経て、返還請求額の決定を行ったことが認められ、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

（５）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和７年３月　３日　諮問の受付

令和７年３月　３日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：３月１７日

口頭意見陳述申立期限：３月１７日

（審査請求人については、いずれも転居先不明にて返送されたため、電話にて意向確認を実施し、主張書面の提出及び口頭意見陳述の意向がないことを確認）

　令和７年３月１８日　第１回審議

　令和７年３月１９日　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：令和７年３月３１日付け○○○保福第２５９０号。以下「処分庁回答」という。）

令和７年４月２２日　第２回審議

令和７年５月２７日　第３回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第２項において「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条本文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と、第８の３（２）ア（イ）は、収入を得るための経費について、「（ア）の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、（中略）等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること（後略）」と定めている。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（５）平成２４年課長通知１（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額（後略）」と記している。

また、平成２４年課長通知のうち、平成３０年課長通知により改正された「６　法第７８条の２による費用徴収について（保護金品等との調整）」の（２）は、「生活の維持に支障がない場合について」として、「被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば５,０００円程度、複数世帯であれば１０,０００円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）別表第１第１章及び第２章に定める加算（中略）の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（必要経費を除く。）相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。（複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適用すること。）（後略）」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年２月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年３月１２日、審査請求人より処分庁に対し、○○厚生年金○○が認められたと、年金証書と年金支払通知書の提出があった。

（３）令和３年３月３１日、審査請求人は収入申告書提出のため来所するも、返還について、一度に収入認定されたら生活ができないとして分割の申出があった。処分庁担当者より収入認定の額は支給された額以外ではできないことを説明したところ、審査請求人は収入申告を行わず退出した。処分庁は３月から○○年金の収入認定を開始し、３、４月の年金（１１５,６３６円）を８か月分割（月約１４,５００円）で減額調整することとした。

（４）令和３年４月９日、処分庁は特定個人情報照会結果として、審査請求人の年金支払状況を確認した。「受給年金制度情報」は「厚生年金」、「障害等級コード」は「○○」、「○○○○コード（その１）」には「○○○○」と、「○○○○○コード（その１）」は「○○○○」と、「年金支払額情報」のうち「年金支払年月日」については「２０２１－０３－１５」と、「年金支払額情報」は「５７８１８」と記載されている。

（５）令和３年４月１２日、処分庁担当者は審査請求人の市営住宅家賃に係る代理納付制度の継続ができるよう、３、４月分の○○厚生年金を減額調整し、８回分割とする旨連絡した。審査請求人は「関係通知Ｈ３０発第０９２８号」通知を根拠に、減額は月５,０００円程度が限度であると主張し、収入申告を拒否した。

（６）令和３年４月１３日、処分庁は、審査請求人が令和３年３月より○○厚生年金○○の受給を開始したため、令和３年３月は５７,８１８円のうち申請にかかった経費の申請を待ち認定、返還とすること、令和３年４月からは５７,８１８円を収入認定することとし、令和３年４月の認定変更で生じた返還金５７,８１８円については、令和３年５月は４４,２２２円、令和３年５月〔６月の誤記と思われる〕は１３,５９６円で減額調整することを決定した。なお、５月分生活保護費支給額は０円、市営住宅家賃代理納付は解除、６月分生活保護費支給額は５,８２６円であり、市営住宅家賃代理納付は再開となった。

（７）令和３年１０月２７日、処分庁のケースワーカーは審査請求人を家庭訪問し生活状況を聞き取った。処分庁のケースワーカーは、１０、１１月分の保護費が手渡しのため審査請求人に来所を要請するが拒否された。なお、収入申告の提出は行ったものの、年金裁定請求に要した必要経費については交通費、コピー代等が手書きされたメモを提示したのみであり、処分庁担当者はこれを撮影・記録の上、交通費については審査請求人が後日、追加提出した資料及びインターネットにより運賃に誤りがないことを確認した。

（８）令和３年１２月１４日、審査請求人が来庁し、申請に際し要した経費について資料を提示するとともに、これ以外の支出はないことを確認したこと及び自立更生費に該当するものは無いとの申告があった。

（９）令和４年２月１６日、処分庁は審査請求人に対し、必要経費のうちコピー代として記載された「５０枚×２０」の趣旨を確認した。審査請求人は、通院していた病院が７院あることから、自宅で各々の必要経費（交通費）をエクセルで作成して印刷しており、何度も間違え修正し、打ち出す過程で用紙を大量に要したが、正確な枚数は分からないと説明した。

（１０）令和４年２月１７日、処分庁はケース診断会議において交通費１８,７００円及びコピー代１,０００円を必要経費として認定した。

（１１）令和４年２月２８日、処分庁は要返還額を認定したうえで、本件処分を行った。処分庁の「要返還額の認定について」には、「２　被保護世帯が得た収入」として「収入の名称　○○厚生年金　受領年月日　Ｒ０３．０３．１５　資力発生年月日　Ｒ０２．１２　受領額　５７,８１８円　控除額等　１９,７００円　収入認定額　３８,１１８円　法第６３条を適用する理由　○○厚生年金初回支払い分を消費したため」と、「３　要返還額」として「返還決定（予定）日　Ｒ０４年０２月２８日　収入認定額　３８,１１８円　保健福祉センター支弁額　４３９,５４４円　（対象支弁期間）Ｒ０３．０３～Ｒ０４．０２　要返還額３８,１１８円」と記載されている。

また、本件処分の返還金・徴収決定書には「返還金・徴収金決定額　金　３８,１１８円」「決定理由　○○○さんは令和３年３月１５日に○○厚生年金５７,８１８円を受給されました。令和３年３月に支給した保護費のうち５７,８１８円は「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、必要経費として認定した１９,７００円を差し引いた３８,１１８円については保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた（中略）〔法〕第６３条に基づき返還決定します。」と記載されている。

（１２）令和４年５月３１日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第６３条の解釈と運用について

法第６３条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決(平２４（行ウ)２２号。賃金と社会保障 １６１５・１６１６号１１２頁）及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（平２７（行ウ）６２５号。賃金と社会保障１６８０号３３頁参照）。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和３年３月１５日に障害厚生年金５７,８１８円を受給したことから、令和３年３月に支給した保護費のうち５７,８１８円は、資力がありながら保護を受けたことに該当するとして、必要経費として１９,７００円を控除した３８,１１８円について、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、要返還額の決定についてみる。

　　　審査請求人は、その要旨として、収入認定により月初から年金支給日までの日割りの生活費が現在より少なくなることや、処分庁が平成３０年課長通知による分割の返納に応じないこと、及び処分庁が必要経費として認定した１９,７００円が審査請求人に還付されていないこと等から本件処分は無効であること等を主張する。

年金については、次官通知第８の３（２）ア（ア）のとおり、その実際の受給額を認定することとされている。また、次官通知第８の３（２）ア（イ）のとおり、収入を得るための経費として、交通費等を要する場合は、その実際の必要額を認定することとされている。

以下検討すると、①処分庁は、特定個人情報照会の結果、審査請求人が、令和３年３月１５日に○○厚生年金５７,８１８円を受給したことを確認したこと、②処分庁は、令和３年４月１２日に、審査請求人より年金の申請に経費を要したとの申し出があったことから、○○厚生年金５７,８１８円に関する収入認定を一時保留したこと、③処分庁は、令和３年１０月２７日に、年金の裁定請求に係る経費が書かれたメモを審査請求人から受理したこと、④処分庁は、令和３年１２月１４日に、③のメモの内容を証明するための資料を受理するとともに、これ以外の支出はないことを確認したこと、⑤処分庁は、令和４年２月１７日にケース診断会議を開催し、審査請求人より申し出のあった年金の申請に係る必要経費について、組織的に検討を行い、交通費１８,７００円及びコピー代１,０００円の合計１９,７００円を必要経費として認定したこと、⑥処分庁は、受領額５７,８１８円から必要経費１９,７００円を控除した３８,１１８円を収入認定額とし、収入認定額と令和３年３月から令和４年２月の間に審査請求人に支弁した保護費４３９,５４４円を比較し、要返還額を３８,１１８円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁が算定した要返還額は、審査請求人の申し出に基づき組織的に検討を行い、算定されたものであることから、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（４）次に、返還請求額の決定についてみる。平成２４年課長通知１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和３年４月１２日に、審査請求人が３月認定分の年金は消費済みであることを確認したこと、②処分庁は、令和３年１２月１４日に、審査請求人が処分庁へ必要経費として提示した項目以外の支出はなく、自立更生費用として使用されたものはないことを確認したこと、③処分庁は、令和４年２月１６日に、審査請求人が処分庁に提示した項目以外に支出したものはないことを確認したこと、④処分庁は、ケース診断会議を開催し、年金裁定請求に必要な費用を認定した上で本件処分を行ったことが認められる。これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生控除に該当する費用がないことを一定確認し、組織的な検討を経て、返還請求額の決定を行ったことが認められる。

この点、審査請求人は、必要経費として控除された１９,７００円について返還がないことを不服とするが、当該控除は法第６３条により審査請求人が返還すべき額から控除されているということに過ぎず、審査請求人に還付されるものではないので、主張として失当である。その他、本件処分により当該被保護世帯の自立が著しく阻害される事実は認められない。

（５）また、審査請求人は、平成３０年課長通知を根拠として月５,０００円を限度とする返還も主張するが、当該主張に係る平成２４年課長通知６は、前記１（５）のとおり、被保護者が保護金品の交付を受ける前に当該保護金品の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合について規定した法第７８条の２の徴収金について適用されるものであり、法第６３条に基づく本件処分及びこれに伴う法第７７条の２に基づく徴収決定の際に適用されるものではないから、本件処分の違法性又は不当性の判断の根拠となるものではなく、主張として失当である。

（６）その他、審査請求人は、保護費月額７７,２４０円を月の日数３０日で除した２,５７４円を一日の最低生活費と設定した上で、本件処分のとおり収入認定を行うと、月初の保護費が１９,４２２円となり、毎月の年金支給日である１５日までに消費できる金額が一日あたり１,３８７円となることから、保護費全額が月初に支給された場合と比較すると、年金支給日までの間、一日の最低生活費を下回るとの主張も行っているが、結局のところ、減額調整されていない令和３年３月分の○○厚生年金に係る本件処分の違法性又は不当性の判断の根拠となるものではなく、主張として失当である。

（７）したがって、処分庁のその判断に違法又は不当な点は認められない。

（８）結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件処分は令和４年２月２８日付けとなっているものの、審査請求書によれば、審査請求人が本件処分を知った日は令和４年４月４日と記載されている。すなわち、処分通知の日付より審査請求人への到達が大幅に遅れたということになるが、この点について、令和４年３月３１日付けで処分庁から審査請求人に送られた送付状には、本件処分に係る通知書の郵送が遅れた理由として、処分庁の担当者が同月４日午後より出勤困難となり郵送できなかった旨の記載がある。

処分庁からの回答によると、本件処分に係る返還決定通知書を送付するにあたって、早急に決定内容等を説明する必要があると判断し、令和４年３月７日に担当ではないケースワーカーより審査請求人に架電したが、審査請求人が処分庁の説明に納得せず、担当ケースワーカーが出勤してから架電し、再度話し合うこと、決定通知書の送付はそれまで見送ることで審査請求人の了解を得て、同月３１日に担当ケースワーカーより架電し、審査請求人に説明をしたとのことであった。また、その際、返還決定通知書の発行日から日が経過しているが、審査請求はこの通知を受けた日からの起算になることを説明し、同日に送付状とともに決定通知書を送付したとのことである。

処分庁の説明のとおり、行政処分の効力については法の原則のとおり到達主義（民法（明治２９年法律第８９号）第９７条第１項）が適用されるため、審査請求人には審査請求期間の上では事実上の不都合はなかったし、むしろ審査請求人に配慮したものともいえるが、このような取扱いは一般的なものではないため、処分庁においては十分留意されたい。

また、本件審査請求に係る審理手続においては、令和４年６月７日に処分庁に対して弁明書の提出要求がされたものの、審理員が弁明書を受領したのは令和４年１２月２２日であり、約半年が経過している。また、令和５年２月１７日に審理員から処分庁に反論書が送付された後、令和７年２月１８日の審理手続終結の通知まで、２年間を要している。

　審査庁及び処分庁には業務が繁忙であった等の事情があったものと思われるが、このように計２年半、手続を停止させる理由にはならない。審査庁においては、行政不服審査法第２８条の趣旨に沿って、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を組織的、計画的に進行させるべく工夫、努力するとともに、処分庁もこれに協力することが求められる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　重本　達哉